



Title	長崎医学の百年, 第九章 長崎医科大学, 第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報国団及び同報国隊並びに東亜風土病研究所の設立
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 780-797
Issue Date	1961-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/6661">http://hdl.handle.net/10069/6661</a>
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:23:15Z

## 第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報国団及び同報国隊並びに東亜風土病研究所の設立

昭和十五年（一九四〇年）は皇紀二千六百年に当ると云うので、時局の切迫にも拘わらず、盛大な行事が準備されていた。そして日独伊三国同盟の締結の後、翌年には第二次世界大戦へ突入して了ったのである。

昭和十五年一月、本学学則中、選抜試験制度を改正した。三月には旧銃器庫を取毀ち、附属薬学専門部生徒控室二十坪の新築が竣工し、本館二十坪の増築も竣工した。四月一日、教授林雄造は願により附属医院長を免ぜられ、教授北村包彦は附属医院長に補せられた。同月八日には、国民体力法の公布があり、体位向上に対する政策が進められていたが、十六日、勅令第二百七十八号を以て、臨時附属医学専門部官制が改正され、同時に職員定員表を制定し、主事の外に教授及び書記二名が置かれた。五月一日、国民優生法の公布（翌十六年七月一日より

施行）があったが、六月には病理学教室附属動物実験室新築並びに渡廊下の移築及び衛生学教室附属動物室の新築が竣工した。

八月十五日、教授高木純五郎は願に依り附属図書館長を免ぜられ、教授大倉玄一は附属図書館長に補せられた。さて、九月二十七日、日独伊三国同盟の締結があつて、世界情勢の切迫は更に一段と險悪になった。軍国主義・全体主義の発展に伴い、国内では部落会・町内会・隣保班・市町村常会の設置が通達され、戦時態勢はいよいよ整備されたのである。

十月七日、教授兼学生主事内藤達男は願により兼任学生主事を免ぜられ、教授池田吉人は兼任学生主事に任せられた。十二日、大政翼賛会の結成があり、国内は皇道拡大を目標に多くの施策が行われるようになった。

十月二十八日、医薬制度調査会は医薬制度改善方策を答申し、十一月二十三日、大日本産業報国会の結成をみたが、同月三十日、政府は職員共済組合会が公布された。十一月一日、附属医院諸料金規程中、入院料額を改正したが、六日には勅令第八五九号を以て、官立医科大学官制職員定員表中、教授、書記の項が改正された。同月十四日、教員保養所令の公布があった。

昭和十六年（一九四一年）は日本の運命に大きな変動を齎らす第二次世界大戦が起り、防空訓練・野外演習・兵營宿泊など大学教育に多大の影響を与えた年であった。

一月十一日、新聞紙等の掲載制限が行われ、言論の自由が奪い去られようとしたのであるが、三月一日には小學校令の改正があって、国民學校令が公布された。同月五日には医療保護法の公布（十月一日より施行）があって医療体制の確立が計られたのである。三月二十六日、本学学則中、医化学を生化学に、医化学実習を生化学実習に改めた。二十八日に至り、八月八日の文部省の學校報國団の体制確立方の訓令により、戦時に即応する新体

制を確立するため、修練組織強化を目的として、従来の大学学友会及び附属薬学専門部学友会を改組し、長崎医科大学、同附属薬学専門部及び同臨時附属医学専門部の全職員、同学生生徒を団員とする長崎医科大学報國団を結成した。この報國団の結成式は四月二十三日に挙行され、学長角尾晋は訓辭を与えた。今、昭和十六年十一月二十五日発行、「長崎医大報國団報」によって、その訓辭を示そう。

今回文部省の指示に従ひまして従来の本学学友会・薬学専門部学友会を解散して新に報國団を組織する事になり本日茲にその結成式を挙行する運びとなりましたので、些か所懐を述べ度いと存じます。

我が国が目下直面して居ります時局は実に我が国有史以来の難局であります。顧みれば、神武建國の昔より我が国を訪れた危機は一再ではなかつたのでありますが、未だ今日の如き差し迫つた状態に立ち至つた事はないのであります。支那事變が勃發してより將に四年に垂んとし、この間忠勇無比なる皇軍は陸に海に空に奮戦力闘致しまして今や北支、中支、南支の重要部分を制圧し更に遠く仏印にまでも軍を進むるに至つたのであります。然るに一昨年九月歐洲に戦亂が勃發するに及んで従来支那事變処理のみに没頭して居た我が国は又

## 第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報國団及び同報國隊並びに東亜風土病研究所の設立

世界情勢に処しても万全を期する必要に迫られて来たのであります。元來支那事變に於ける眞の敵は蔣政権自体に非ずしてその背後にある援蔣國家群即主としてデモクラシー國家群にあると云はれて居るのであります。従つて我が國がその針路を定むるに當つて自然デモクラシー國家群より離れて全体主義國家群に接近するに至りました事は誠に当然でありまして、その結果として現れたものが昨年九月締結せられました日独伊三國條約であります。既に米國は支那事變勃発当初よりその援蔣政策により又歐洲戰亂勃発以來はその援英政策により樞軸國家群に対して露骨なる敵性を示して来たのであります。殊に三國條約締結以來はその傾向に益々拍車をかけ、今や頽勢覆ひ難き英國に対しては徹底せる援助をなすと共に樞軸國家に向つては政治的、經濟的に極端なる攻勢をとると共に更に兩洋作戰を目指す大なる軍備擴張によつて軍事的にも脅威を与へんと努力しつゝあるのであります。

此の如き情勢下に於て我が國が大東亞共榮圈の建設、支那事變處理の二大國策を完遂し以て八紘一宇の肇國の精神を具現せしめんとするならば先づかゝる理想を實行するに足る實力を具備しなければなりません。茲に高度國防の問題が起つて来るのであります。云ふまでもなく高度國防國家を完成するためには國防を目ざして國家の總力が集中されねばなりません。従つて茲に職域奉公が強調される所以であります。我々醫學・藥學の研究、習得に従事するものも亦その専門を通

じて御奉公の誠をいたさねばなりません。

抑々大學の目的とする處は大學令第一条に明示してあります如く「國家に須要なる學術の理論及應用を教授し並其の蘊奥を攻究するを目的とし兼て人格の陶冶及國家思想の涵養に留意す」事にあります。又専門學校の目標とする處は専門學校令第一条にあります如く「高等なる學術技芸を教授する」と共に「人格の陶冶及國體觀念の養成に留意す」事にあります。人格の陶冶及國體觀念の養成は如何なる時代に於ても忽にすべからざるものであると共に學術の習得研究の一日と雖も輕んずべからざる事は申す迄もありません。近來我が國に於ても高度國防國家建設に対する科學の重要性が漸く認識せられ、殊に独逸の電撃作戰の成功がその優秀なる科學の伝統に負ふ處多きを知るに及んで益々科學振興の必要が痛感せらるゝに至りました事は當然の事とは云ひながら誠に慶賀に耐へない處であります。然るに他面學界の實際の状況を見まするに或は研究者の減少により或は研究資材の不足により或は種々なる行事、雜務の増加によりやゝともすると學術の習得、研究が知らず識らずの間に輕んぜられる傾向が全くないとは云へないのであります。明治三十七年七月十一日、明治天皇が東京帝國大學卒業式に行幸せられた際

「軍國多端ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ當ル者克ク勵精セヨ」

との御沙汰書を賜りました事は教育に關係ある國民すべてが

今日に就て新にこれを想起すると共に將に座右の銘とすべきものであります。殊に今日の如き情勢に於ては、やゝともすれば直接国防に關係ある學術殊にその応用方面が重んぜられ、一見これと縁遠き方面殊に純理論的研究が軽んぜらるゝ傾向がないとは云はれないのであります。然るに眞の学問の発展・科学の進歩と云ふものは基礎的研究によつてのみ招來せらるゝものである事は近年異常の進歩をなせる原子核物理学の成果の教ふる処であります。表面に現れた華々しき結果のみに幻惑されるものは兎角その背後にひそむ重大なる根底を忘れ勝ちであります。既に独逸の状態に就ても応用方面の絢爛たるに比してその基礎研究の遲滞不振を指摘し独逸に於ける科学の将来に対して憂を抱いて居るものも少くないのであります。賢明なる独逸の指導者達はこの点に關しても充分なる成算を有して居るのであらう事は私の信じて疑はざる処であります。畢竟根幹に培ふ事を忘るゝならば、亭々たる大樹もいつかは枯れ朽ちざるを得ないのであります。我々の深く反省を必要とする処であります。

さて今回報國団が結成せらるに至りましたがその目的とする処は、團則第二条によりて明かなるが如く、「団員の心身を修練し報國精神を涵養し協心戮力皇道を宣揚する」にあり。即ち大学令或は専門学校令の第一条に於て「人格の陶冶及国家思想の涵養」を強調して居ります事と軌を一にして居るのであります。

## 第九章 長崎医科大学

抑々大学或は専門学校に於て人格の陶冶及国家思想の涵養を直接目標とするものには或は修身科の設置或は日本文化講義などがあり、教練も亦その意味に於て重要な役目を果しつつあるのであります。然しこれと共に忘れてならぬ事は諸君の学生生徒としての生活の大部分を占めて居る専門の學術に關する授業の間に於て諸先生より受くる感化の重要性であります。この意味に於て我々教職員の責任も甚だ大なりと云はなければなりません。曩に文部大臣が我々大学に職を奉ずるものに向つて訓令を發する処があり、大学教授が研究者たると同時に教育者たるの責務を有する事を強調されました事は誠に当然と云はなければなりません。抑々教と學とは本来一に帰すべきものでありまして、之が分離対立は諸弊の源となるものであります。我々教職にあるものは須く団體の本義に則り教學一體の精神に徹し愈々教育者たるの自覚を振起し師弟同行の間に学生諸君を薰化啓導し、學徳一體の修練をつまじめて負荷の大任に堪ふべき人材を育成致し度いと思ふのであります。然し諸君が諸先生の感化・影響を受けらるるためには教室、実習室、或はポリクリなどに於ける接觸のみにては未だ不充分なのであります。諸君は報國団に於てもその足らざるを補つて頂き度いのであります。報國団の中には文化部及び生活部の如く主として諸君の精神活動に重点を置いたものもあります。かゝる部に於て諸君は品性を陶冶し教養を深めなければならぬ事は申す迄もありませんが、同時に諸

第九節 第二次世界大戰の勃発と長崎医科大学報国団及び同報国隊並びに東亜風土病研究所の設立

君は又第一、第二鍛鍊部に於ても強靱なる体力の養成に努むると共に堅忍不拔の精神力を涵養して頂き度いのであります。従來の学友会にあっては諸君の学友会々々員としての生活は極端に放任主義に流れ、我々教職員の指導・協力も亦頗る微温的であつたのであります。今回の報国団に於ける団員の活動は或る程度迄強制的であり、我々教職員も亦団員の一人として積極的に諸君と協力し、諸君を指導して行くべき事を義務づけられて居るのであります。従つて諸君も我々教職にあるものも報国団のために多くの時間を割く結果となるのであります。然し我々が先に述べました如き現下の時局を認識しますならばかくの如き何等の苦痛もなく忍ぶ事が出来るのであります。否我々は喜んで報国団員としての活動を享受し得ると信ずるのであります。只惧るゝ處はこれによつて學術の習得なり、研究室裡の活動なりが多少とも阻止せらるゝ事なきやと云ふ点であります。この点は初めに申したる如く大学なり専門学校なりの本質を充分考慮されその本来の使命を損ふが如き事があつてはならないのであります。これを要するに学校の生活と報国団の生活とは表裏一体でありまして兩者を完全に行ふ事により初めて大学令第一条の精神が実現せらるゝと信ずるのであります。勿論かゝる目的を達成するためには諸君の大なる努力を必要とするは言を俟たざる處であります。殊に諸君の生活に時間的余裕が乏しくなるのではないかとも思はれますが、時と云ふものはその分配よろしきを

得ますならば案外余裕を生じて来るものであります。

古來偉人傑士にして時の分配によつて百忙中に綽々たる余裕を生じて大業を成就したものは決して少くないのであります。まして諸君がもし報国団員としての生活そのものゝ中に心身を慰め、性情を養ふ事を心がけらるゝならば他に娛樂慰安を求めてこれがために時間を浪費すると云ふが如き事も充分防ぎ得ると考へるのであります。

さて我が報国団は御承知の如く大学、薬学専門部、臨時医学専門部を打つて一丸として成立したものであります。従つて団の實際活動に当りましては或は大学のみ或は専門部のみからなる単一のものとも異りまして余程諸君の注意、反省を必要とするのであります。この点に關してはいろいろ申し上げ度い事がありますが今日は特に礼儀に就て申し述べて置き度いと思ふのであります。聖徳太子は其の十七憲法の第四に於て礼を以て本となすべきことを訓諭せられました。後醍醐天皇の建武式目十七ヶ条の中第十三条に

一、礼節を專にすべき事

理国の要は礼を好むに過ぐるはなし。君には君の礼あるべし。臣には臣の礼あるべし、凡そ上下各々分条を守りて、

言行必ず礼儀を專にすべきか云々

とあります。その他礼の重んずべきを説ける古今東西の有名な言葉は枚挙に遑なき程であります。然るに我が邦に於ては近來礼節の尊重漸く衰へ、殊に学生生徒の師に対するが如

き時に殆んど尋常行路の人に対するが如きを見るのであります。かくの如き有様では我が報国団の健全なる発展の如きは到底期待する事は出来ません。学部は学生諸君は学生としての分を守り、専門部の生徒諸君は生徒としての域を越えず、その間に礼をつくす処があつて初めて眞の和合が見らるゝと思ふのであります。

保元の乱に源為朝は兄義朝と対陣しましたが、敢て義朝を射んとはしなかつたのであります。既にして戦酣なるに及び為朝は余儀なく弓勢を示して兄を退却せしめんとし、一箭を放つて其の兜の星を射削た処、義朝の云ふには「汝は聞及びたるにも似ず弓術未熟なり」と。そこで為朝の答へて云ふには「兄上に渡らせ給ふ上存する旨ありて斯くは仕りたれども、誠に御免を蒙らば二の矢を仕らん。云々」と。乱世の習として不幸にして兄弟敵味方に分れたとは云へ其の戦鬪の熟し来れるうちにさへ、兄に対する情と礼とを忘れなかつた為朝は誠にゆかしき武士と云ふべきであります。

もし我々が礼節を厳格に守る事が出来ますならば団の規律も自然に整ひその使命を立派に達成する事が出来ると信ずるのであります。

諸君は報国団結成当初の学生徒として団の将来の発展に對して最も大なる責任を有して居らるゝのであります。諸君の充分なる努力と自重とを望んで止まない次第であります。

これを以て私の訓辭を終る事と致します。

即ち团长は学長角尾晋、副团长は教授平井金三郎及び教授植田高三であつた。この時、浦陵会も解散した。又、本学報国団には、看護婦分団が設けられ、附属医院の産婆・看護婦・産婆看護婦養成所生徒によつて組織された。

この角尾学長の訓辭は当時の世情をも強く反映しているものであるが、教学の本義に基く修練道場としての新体制運動、即ち全体主義的な当時の政府の政策が如実に示されているのである。こうした政策に合致しないものは忽ちにして反戦主義者・自由主義者として検挙されねばならなかつたことをも附記しよう。なお、団則は次の通りである。

## 二、長崎医科大学報国団團則

### 第一章 名 称

第一条 本団ハ長崎医科大学報国団ト称ス

### 第二章 目 的

第二条 本団ハ団員ノ心身ヲ修練シ報国精神ヲ涵養シ協心戮力皇道ヲ宣揚スルヲ以テ目的トス

### 第三章 団 員

第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報国団及び同報国隊並びに東亜風土病研究所の設立

第三条 本団ハ長崎医科大学、同附属薬学専門部及同臨時附

属専門部ノ全職員全学生生徒ヲ団員トス

第四条 学生生徒団員ハ総テ第七条第二項、第三項所定ノ班

ノ一ニ於テ鍛鍊スベキモノトス

第四章 機 構

第五条 本団ニ左ノ五部ヲ置ク

一、総 務

二、第一鍛鍊部

三、第二鍛鍊部

四、文化 部

五、生 活 部

第六条 総務部ハ本団ノ中核トシテ全般の企画経理及統制ヲ

行フモノトス

総務部ニ企画、庶務會計ノ二班ヲ置ク

第七条 第一第二鍛鍊部ニ於テハ行的技術的ナル訓練ヲ行ヒ

以テ心身ヲ鍛鍊スルモノトス

第一鍛鍊部ニ柔道、剣道、弓道、陸上競技、野球、庭球、

ラグビー、籠球、卓球、排球、水泳ノ十一班ヲ置ク

第二鍛鍊部ニ騎道、射撃、漕艇、滑空、自動車、剛健旅行、

銃剣術ノ七班ヲ置ク

第八条 文化部ニ於テハ文化的修練ヲ行ヒ以テ雄深ナル教養

ト高雅ナル情操ヲ涵養スルモノトス

文化部ニ教養、大陸研究、美術、講演、邦楽、園芸ノ八班

ヲ置ク

第九条 生活部ニ於テハ積極的ニ指導厚生ノ途ヲ講ジ且ツ奉

仕の精神ヲ養成スルモノトス

生活ニ指導、厚生、奉仕、修養ノ四班ヲ置ク

第五章 役 員

第十条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

団長、副団長、部長、理事、班長、幹事、書記、

幹事ハ毎年之ヲ任命ス

第十一条 団長ハ長崎医科大学長トシ本団ヲ統督シ役員ヲ任

免ス

第十二条 副団長ハ三名以内トシ長崎医科大学教授、附属薬

学専門部主事及臨時附属医学専門部主事中心ヨリ任命ス

副団長ハ団長ヲ補佐シ団長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十三条 部長ハ長崎医科大学教授、助教授、学生主事、附

属薬学専門部教授及臨時附属医学専門部教授中心ヨリ任命ス

部長ハ部務ヲ統理ス

第十四条 理事ハ各部三名以内トス但シ総務部ニ限り十名以

内トス

理事ハ長崎医科大学教授、助教授、学生主事、事務官、附

属薬学専門部教授、臨時附属医学専門部教授若ハ其ノ他ノ

職員中心ヨリ任命ス

理事ハ部長ヲ補佐シ部務ニ参画ス

第十五条 班長ハ長崎医科大学教授、助教授、学生主事、附



属薬学専門部教授、臨時附属医学専門部教授若ハ其ノ他ノ職員中ヨリ任命ス

班長ハ部長ヲ補佐シ班務ヲ掌理ス

第十六条 幹事ハ学生生徒中ヨリ任命ス

幹事ヲ分チテ総務部幹事及各班幹事トス

総務部幹事ハ二十二名以内トシ部長又ハ班長ノ命ヲ受ケ部務又ハ班務ニ従事ス

各班幹事ハ十一名以内トシ班長ノ命ヲ受ケ班務ニ従事ス

第十七条 各部ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ事務職員中ヨリ任命ス

書記ハ部長又ハ班長ノ命ヲ受ケ部務又ハ班務ニ従事ス

第十八条 本団ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ長崎医科大学名誉教授及配属将校中ヨリ団長之ヲ委嘱ス

## 第六章 会 議

第十九条 団長ハ必要ニ応ジ審議会、団員総会及協力会ヲ招

集シ之ガ議長トナル

第二十条 審議会ハ団長ノ指名シタル役員ヲ以テ組織ス

第二十一条 審議会ハ本団ノ使命達成上重要ナル諸事項ニツ

キ審議ス

第二十二条 団員総会ハ毎年四月中ニ之ヲ開キ前年度事業及

庶務会計並ニ新年度諸事業及之ガ予算ヲ報告ス

第二十三条 協力会ハ協力機関トシ協力会員ヲ以テ組織ス

## 第九章 長崎医科大学

第二十四条 協力会員ハ長崎医科大学教授、助教授、講師中

ヨリ五名附属薬学専門部及臨時附属医学専門部教授中ヨリ

各二名長崎医科大学各教室及薬局員中ヨリ各一名事務職員

中ヨリ二名学生生徒中ヨリ十一名ヲ任命ス

協力会員ハ原則トシテ役員以外ノ者ヨリ任命ス

協力会員中学生生徒ハ毎年之ヲ任命ス

第二十五条 団長ハ役員及協力会員ヲシテ審議会ノ議事ヲ傍

聴セシムルコトヲ得

## 第七章 団 報

第二十六条 本団ハ毎年一回以上報国団報ヲ発行ス

## 第八章 庶務会計

第二十七条 本団ノ会計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一

日迄トス

## 第一 団 費

第二十八条 本団ノ団費ハ左ノ如ク之ヲ定ム

一、学生生徒ノ団費ハ一ケ年金拾五円トシ授業料ト同時ニ

第一学期及第二学期ニ金七円五拾銭宛ヲ納入スベシ

二、職員ノ団費ハ俸給年額ノ二百分ノ一トシ毎月之ヲ分納

スルモノトス

但シ助手、副手及之ニ準ズル者ハ年額金貳円トシ四月末

日迄ニ納付スルモノトス

三、新入団員（事務職員及元団員タリシ者ヲ除ク）ハ入学

又ハ就職ノ際本団入団金トシテ金拾円ヲ納付スベシ

第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報國団及び同報國隊並びに東亜風土病研究所の設立

四、学生生徒ハ卒業ノ際本団基本金トシテ金五円ヲ納付スルモノトス

第二十九条 既納ノ団費ハ如何ナル事由アリトモ之ヲ返付セズ

第三十条 入団金並ニ第二十八条ノ四ニ依ル納付金及前年度剰余金ノ半額ハ之ヲ基本金ニ繰入ルルモノトス

第三十一条 基本金ハ之ヲ特別會計トシテ積立テ原則トシテ出スルコトヲ得ザルモノトス、但シ特別ノ事情アルトキハ団長審議會ニ諮リ之ガ支出ヲナスコトヲ得

第二 予算及決算

第三十二条 本団ノ収入ハ団費、基本金ノ利子、前年度剰余金ノ半額及寄附金等トス本団ノ支出ハ各部費トス

第三十三条 各部ハ其ノ經費ヲ作成シ一月末日迄ニ総務部ニ提出スベシ

第三十四条 本団ノ經費予算ハ総務部ニ於テ編成シ審議會ノ審議ヲ經テ団長之ヲ裁決ス

第三十五条 本団ノ經費決算ハ総務部ニ於テ之ヲ調製シ審議會ノ審議ヲ經ルモノトス

第三十六条 予算成立前ニ於テ經費支出ノ要アル場合若ハ予算外ニ支出ヲ要スルトキハ団長ノ裁決ニ依リ支出ヲナスコトヲ得 但シ最近ノ審議會ニ報告スルコトヲ要ス

第三 出納保管

第三十七条 寄附ノ受納ハ団長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第三十八条 經費ノ収入支出ハ総務部ニ於テ之ヲ管掌ス

第三十九条 各部ノ保管スル物品ハ当該部長其ノ責ニ任ジ備品簿ニ記入シ其ノ所在ヲ明ニスベシ

第四十条 総務部ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一、現金受払簿

二、備品原簿

第九章 分 団

第四十一条 本団ニ看護婦分団ヲ置ク

看護婦分団ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 雜 則

第四十二条 本団則ノ改正ハ団長之ヲ發議シ審議會ノ審議ヲ經テ実施スルモノトス

第四十三条 本団則施行上必要ナル細則ハ団長別ニ之ヲ定ム

第四十四条 各部ノ細則ハ當該部ニ於テ之ヲ作成シ総務部ニ合議ノ上団長ノ認可ヲ經テ実施スルモノトス

第四十五条 本団則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十六条 長崎医科大学校友会並ニ長崎医科大学附屬藥學專門部校友会ニ屬スルモ資産ハ總テ本団ニ繼承スルモノトス

第四十七条 第二十八条第四号ノ改正規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

四月には臨時医学専門部・解剖実習室及び同部講堂の新

築が竣工した。同月二十八日、勅令第五百十一号を以て、臨時附屬医学専門部職員制並びに職員定員表が改正された。

五月七日、政府は医薬品及衛生材料生産配給統制規則を制定し、二十六日、医事に関する専門委員を設置したが、本学では五月三十一日、先に渡満した教授竹内清は大陸医学研究所病理学科主任代理を免ぜられた。

六月二十一日、社会保険審査会が設けられ、保険制度調査会が廃止され、保険制度の発展が計られた。同月三十日、事務官宮川孝夫は氣象台事務官に転任し、文部属山本武俊は本学事務官に任ぜられた。七月一日、国民優生法が施行され、十日には保健婦規則が制定されて保健衛生の機構が改革された。七月二日には昭和十六年度興亜学生勤労報国隊滿洲建設勤労奉仕隊医療特技隊に参加した医科大学生五名が、千葉県下志津栗山廠舎に集合し、敦賀経由で渡満したが、第一班は三江省樺川県大林訓練所に、第二班は牡丹江省寧安県浪訓練所に至り、新京、ハルピンを経て帰国した。又、十二日には興亜学生勤労

報国隊に参加した医学専門部学生三名が北支蒙疆に渡った。二十六日、元本学教授清水由隆は官立医科大学官制第二十一条によって勅旨を以て本学名誉教授の称号を授けられた。八月一日、厚生省社会局は生活局と改められ、体力局は人口局と改められた。九月十五日、文部省通牒による在学年限短縮の報が角尾学長の帰学によって明らかとなり、最高学年生は当年十二月卒業と決定した。

十月一日、文部省は専門学校長会議を招集して「修練組織強化に関する件」を示達したが、その際、文部大臣は「我々は大義を世界に宣布し正しき平和の確立を目指して大東亜新秩序建設に邁往する覚悟を更に新にせねばならぬのであります。申す迄もなく斯の國是の遂行は上下一体一心の国内体制を完備し国体の本義に徹して不動の信念と不屈の意志とを以て全國民が各自の業を通じて奉公の實を挙げることに精進するのなれば不可能のことです。誠に我国の前途は内外多事多端であり、まして教育の任に当るものは其の責の重大なるを自覚し、教育の刷新振興に努め、真に時局の現実を認識把握する

と共に進んで自ら国家将来の負荷に任ずべき人材の育成に力を竭さねばなりません。これ実に、国本に培ひ国運を隆盛ならしめ以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉る所以のものでありまして我國の教学の本義を実現すること以外

ならぬのであります。惟ふに高等専門の學術技芸を修むる皇國の青年学徒をして我が國体に徹して学行一如の境地を体得せしめて、國家に奉仕するの信念と覺悟とを鞏固ならしむることの必要なる今日の如きはないのであります」と述べ、更に「これが為には其の教育に當る教職員が先づ時局の変転推移に対する透徹せる識見を養ひ、分に応じて一意國に報ずるの誠を致し、先達となつて学徒を率ひ、師弟同行よく學校をして真に教學修練の道場たらしむるのでなければなりません」と続け、「學校は教學の本義に基く修練道場たるの体制を確立し、學校長以下教職員一体となり學生生徒の全生活を通じて其教導の任に當り、教育の全一般効果を期すべきなり」として在來の校友會その他、校內団体を再組織し、これに現下重要な諸種修練施設を加へ、學校長を中心として教職員

學生生徒を打つて一丸とする団体ならしめ、その活動を一元的且つ有機的たらしめようとす意圖を示し、報國団の結成を冀望した。

先に報國団が結成されて以來、學長を首班とする師弟同行、俱學俱進の学徒修練体制が強化され、皇國民練成の本旨に基いて、規律を重んじ、団結を尊び、困苦缺乏に堪える堅忍不拔の志操と尽忠報國の精神を振作し、挺身報國の誠を効さしめるため拳學一致の學風が確立されようとした。そして教學刷新の雰圍氣が醸し出され、時局下における真摯な学徒生活が開闢されて來た。

さて、迫り來る戰時体制に対処するため、國家總動員法の全面的發動をみるに至つたが、教學方面にあつても、更に指揮系統の確立した全學編隊の組織を立て、適時出動要務に服し、その結束した總力を最高度に發揮せしむべき体制が要請され、遂に報國隊の結成が計画された。

即ち、九月十八日、滿洲事變十周年記念日を卜し、本學報國隊結成式が挙行されたが、その際、國旗掲揚・國歌合唱・宮城遙拜・事變戰歿英靈に対する感謝の黙禱が捧

げられた後、角尾学長が訓辭をなした。

元来、この防護団は昭和十二年九月二十九日の勅令第五五〇号を以て公布された官庁防空令の定めるところによって設立された機関であるが、「国家に於て管理する施設」即ち本学においては長崎医科大学に包含されるあらゆる施設に関する防空の実施を目的としていた。これに対し、報国隊は本隊と特技隊と特別警備隊とを組織し、特技隊はこれを医療班、担加班及び防毒班に分けて常時充分な訓練を行い、有事即応の態勢をとることとなっていた。これは文部省内に設けられた学校報国隊本部の指導を受けていたものである。これは当時の情勢を如実に視わしめる教学の実体であろう。

十月、東条内閣の成立以来、急速に教学の軍国主義化の傾向が押し進められたが、十一月一日、勅令第九二四号を以て、大学学部等在学年限又は修業年限臨時短縮の件が公布され、昭和十六年度に卒業すべき者について学部及び附属薬学専門部ともそれぞれ三ヶ月間、修業年限を短縮し、右該当者は昭和十六年十二月二十八日に卒業

式を挙行した。又、昭和十七年度においては学部、附属薬学専門部、臨時附属医学専門部はそれぞれ六ヶ月を短縮し、何れも九月中に卒業式を挙行することとし、学部学生は当年度に限り、春季及び秋季の二回に募集することとした。米英に対して宣戦を布告した十二月八日の真珠湾攻撃を機として、第二次世界大戦が展開されたが、十二月十五日、政府は医療関係者徴用令を公布し、二十二日、国民徴用扶助規則が制定されたのである。

昭和十七年（一九四二年）戦局は次第に拡大し、国内情勢も戦時色を増して来た。学内の教育行政も戦局に即応して東亜風土病研究所の設立をみるに至った。

一月九日、国民勤勞報国令施行規則に基いて、学徒出動命令を下した政府は、十六日に至り、大日本翼賛壮年団の結成を促進し、軍閥政策の余波によって、学園の自治も著しい攪乱を受けた。十九日、医療関係者徴用扶助規則が制定されて、前年末の国民徴用扶助規則の欠を補い、医療関係者もこれによって戦争への協力が求められたのである。

第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報国団及び同報国隊並びに東亜風土病研究所の設立

二月二十一日、国民体力法の改正が行われて、体力検査の対象が拡大され、職員健康保険法を廃止して、健康保険法の一部を改正した政府は二十五日に至り、国民医療法及び戦時災害保護法が公布した。

三月二十日、本学では勅令第一八二号を以って官立医科大学官制第二十二条の二を追加し、本学には東亜風土病研究所を附属し、職員定員表を改正された。東亜風土病研究所は昭和十六年に創設した大陸医学研究所の後身である。三月三十一日、本学学生主事兼助教辻村秀夫は本学教授に任ぜられ、附属薬学専門部教授兼本学学生

主事江口虎三郎は願により兼任学生主事を免ぜられ、且つ同部教授田中欽二は本学学生主事に兼任を命ぜられた。そして附属薬学専門部教授植田高三は願により同部主事を免ぜられ、同教授江口虎三郎は同部主事に補せられた。

三月中旬に、臨時附属医学専門部臨床講義室及び同生徒控所並びに結核病室の新築が竣工したが、この結核病室の竣工は数年前から唱導された亡国病結核対策の具現に外ならないのである。

次に昭和十七年の「長崎医科大学一覽」によって、三月三十一日現在の土地建物表を次に示すことにしよう。

土地名称	坪数
大 学 敷 地	一八、九六四坪三三〇
運 動 場 敷 地	七、九六三 三六五
附 属 医 院 敷 地	一六、一八九 九六〇
射 撃 場 敷 地	一〇、〇七五 一〇〇〇
臨 海 実 験 所 敷 地	一、八一〇 〇〇〇
旧 艇 庫 敷 地	三九 九五〇
道 路 敷 地	三六〇 〇〇〇
土 地 総 計	五五、四〇二 七〇五

摘 要

建築物名稱	坪	坪	摘要
大学本館	一九一坪二五〇	二六一坪二五〇	附屬家ヲ含ム
附屬渡廊下	二三五〇〇	二三五〇〇	
大講堂及図書室	一五九二五〇	二三〇六五〇	鐵筋コンクリート造貯水槽一箇附屬
図書室附屬書庫	四五〇二五	八五〇五〇	
附屬渡廊下	一一五〇〇	一一五〇〇	
門衛所	七二〇〇	七二〇〇	
自動車庫	一五七五〇	一五七五〇	
剣道場及柔道場	七三〇〇〇	七三〇〇〇	
機械工場	三六〇〇〇	三六〇〇〇	
土蔵	二〇〇〇〇	四〇〇〇〇	
銃器庫	三二〇〇〇	三二〇〇〇	
学生集会所及集会所	一一三二五〇	一一三二五〇	運動場外五ヶ所
物置及倉庫	五八〇〇〇	七八〇〇〇	
便所	二五〇〇〇	二五〇〇〇	
大弓場	一八〇〇〇	一八〇〇〇	
雨天体操場	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	
運動場脱衣所	一六〇〇〇	一六〇〇〇	
電池室	一二〇〇〇	一二〇〇〇	
ポンプ室及水槽室	三四六〇〇	三四六〇〇	
汚物焼却炉上屋	八七五〇	八七五〇	
配電室	二八〇七六	二八〇七六	





動物室及消毒室	一六	七五〇		
調理室	六九	三六三		
屍室	一五	七五〇		
渡廊下	六〇六	六二六		
建築事務所	三二	〇〇〇		
美瓊館	二五	〇〇〇		
便所	一六	九三〇		
ポンプ室及水槽室	二八	〇〇〇		
ベンチュリメーター室	一	〇〇〇		
ラヂウム室廊下室	三九	五〇〇		
看護婦寄宿舍	三七八	五〇〇		
臨床講義室	三二八	四三五		
學生控所	三六	〇〇〇		
温室	六	〇〇〇		
本館及諸建物計	二、三五二	七七〇		
高北病棟	一二五	一二〇		
高南病棟	二一四	四三七		
精神科病棟	二五二	九四九		
眼科病棟	二一四	二五〇		
小兒科病棟	二〇八	九二五		
皮膚科泌尿器科病棟	二一六	五〇〇		
産科婦人科病棟	四二五	五〇〇		
			五	
	三、七四四	八八二		
	二六四	二四〇		
	三四三	四三七		
	四二四	九一九		
	四三七	〇〇〇		
	四六五	一二五		
	四五一	〇〇〇		
	七五六	一二五		

入口共

産科婦人科、眼科、小兒科、精神科、高南、高北病棟及寄宿舍ヲ連絡スルモノ

眼科西側及休憩室

鉄筋コンクリート造浄水槽附属

附属家ヲ含ム

日光浴室ヲ含ム

第九節 第二次世界大戦の勃発と長崎医科大学報國団及び同報國隊並びに東亜風土病研究所の設立

内科病棟	二八三	四四二	九五五	五九六
外科病棟	六三	二七九	一、三三八	七六二
耳鼻咽喉科病棟	二六六	三九九	四五七	六七九
西一病棟	二二四	〇〇〇	二二四	〇〇〇
各病棟計	三、〇四三	八〇一	六、一一七	一六三
附属医院合計	五、四〇一	一〇七一	九、八六二	〇四五
元分教場建物	一三三	四五〇	一三三	四五〇
納骨堂建物	四	〇〇〇	四	〇〇〇
艇庫建物	五一	〇〇〇	五一	〇〇〇
射撃場建物	一七	〇〇〇	一七	〇〇〇
臨海実験所建物	六六	〇〇〇	六六	〇〇〇
官舎(一)	二八	七五〇	四三	五〇〇
官舎(二)	四一	五二五	七〇	二七五
建物総計	一〇、四六八	四七一	一六、一一三	〇九六
			五	(数値の差は原文のままとする。)

四月一日、教授北村包彦は願により附属医院長を免ぜられ、教授長谷川高敏は附属医院長に補せられた。この日より国民学校卒業児童にBCGを接種することとなり、結核対策は次第に普及して行った。四月十五日、日本医療団令が公布され、十六日には公立結核療養所が日本医療に移管された。同月二十二日、助教松下兼知は辻村

前学生主事の後任として学生主事兼助教に任ぜられたが、五月一日、勅令第四六七号を以て臨時附属医学専門部職員定員表中改正されるところがあり、先に設立された東亜風土病研究所長には五月四日に教授角尾晋が任ぜられ、教授金子直及び教授青木義勇は同所所員に補せられた。

八月二十一日、結核対策要綱を閣議で決定した政府は引続き結核に対する政策を進めたが、同月、医師会及び歯科医師会令の公布があり、軍国主義に即応する法令が施行されたのである。

十月二十八日、国民医療法施行令が公布され、三十日には国民医療法施行規則が制定されて、全体主義的傾向は医療関係者の思考をも決定的な方向に導こうとしていた。

十一月一日、勅令第七四九号を以て、官立医科大学官制職員定員表中、書記の項を改正された。そして文部省令によって昭和十七年度の大学、専門学校の在学年限または修業年限を六ヶ月短縮し、昭和十八年三月卒業を九月に繰上げることとなっていた。厚生省の改組に伴い、予防局・衛生局が合併し、衛生局となり、労働局・職業局が合併して勤労局となり、保険院は保険局となった。又、二日には衛生事務が警察部から内務部に移管され、この月には厚生省研究官制が公布され、人口問題研究所、厚生科学研究所及び産業安全研究所を統合した。